

職員の互助会に関する条例施行細則

(平成16年4月1日島根県警察訓令第18号)

(趣旨)

第1条 この細則は、職員の互助会に関する条例(昭和38年島根県条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(互助会の指定等)

第2条 警察本部長は、条例第5条の助成(以下「助成」という。)を行うため、条例第2条第3号に掲げる職員(以下「第3号職員」という。)をもって組織する互助会であって、条例の目的を達成するために適当であると認められるものをあらかじめ指定するものとする。

2 警察本部長は、前項の規定により指定した互助会(以下「職員互助会」という。)が条例の目的を達成するために適当でないと認められるときは、当該指定を取り消すことができる。

3 職員互助会が、条例の目的に支障のない範囲で第3号職員に準ずる者をその会員としようとするときは、警察本部長の承認を得るものとする。

(助成の条件)

第3条 前条第3項の規定により職員互助会の会員になった者に係る経費は、助成の対象としない。

2 警察本部長は、前項に規定するもののほか、助成の実施に当たっては、必要な条件を付けることができる。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。